

# 令和2年第4回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和2年6月9日第4回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 田 克 浩	次	長 加 藤 淳 子
班 長 兼 副 主 幹	須 田 益 巳	主	査 阿 部 郁 美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
-----	---------	-------	---------

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 之
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐々木 俊 哉	市 民 福 祉 部 長	池 田 昭 一
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 一 樹	消 防 長	加 藤 十 二
会 計 管 理 者	渋 谷 憲 夫	総 務 課 長	佐々木 俊 孝
総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和2年6月9日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第1号 繰越明許費の報告について
- 第5 報告第2号 事故繰越しの報告について
- 第6 議案第45号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第46号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第47号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第48号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第49号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第50号 市有財産の無償貸付け及び減額貸付けについて
- 第12 議案第51号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について
- 第13 議案第52号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第14 議案第53号 令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第15 議案第54号 令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

## 午前10時00分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和2年第4回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、10番宮崎信一議員、11番佐藤治一議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤竹文議会運営委員長。

### 【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（15番伊藤竹文君） 改めまして、おはようございます。

去る6月2日、議会運営委員会を開催し、6月定例会、その他について協議をしておりますので内容を御報告いたします。

6月定例会への提出案件は、繰越明許費及び事故繰越の報告2件、条例の改正等5件、市有財産の貸付関係1件、補正予算関係4件、計12件であります。陳情は継続審査案件を含め3件で、一般質問は7人となっております。

本日、差し替えのため配付しております日程案をご覧くださいと思います。

会期日程は、本日6月9日から6月22日までの14日間とし、本日は本会議、明日10日は議案調査日としまして、11日、12日の2日間を一般質問といたします。一般質問は、11日に4人、12日に3人といたします。週明け15日になりますが、15日は議案調査日といたしまして、16日に本会議、議案質疑、議案付託、予算特別委員会を設置いたします。委員会は16日から19日までを行い、22日最終日に討論、採決を行います。

その他といたしまして、本日、本会議終了後に全員協議会、その後、正副議長、正副委員長会議を開催すること。議員互助会及び林活議員連盟については、本定例会中に役員会、最終日の22日、本会議終了後に総会を開催すること。広報広聴委員会につきましては、定例会中に開催するということなどを確認しております。以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

### 【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月22日までの14日間に決定しました。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。本日からの定例会をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、市政報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

感染症対策本部の対応等について。

法に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受け、本市では5月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部を法定から任意の設置に切り換え、引き続き感染症対策に当たっております。

県が6月1日から概ね3週間ごとに、県境を超えた移動やイベント等の開催基準を緩和する方針を示したことに伴ひ、本市も歩調を合わせ、市や関係団体等が主催するイベント等について開催基準を段階的に緩和するとともに、市の各施設の利用や、市職員の県外出張、県外からの来庁者の受け入れなどにおいて、6月19日以降は制限を撤廃する方針としております。また、市内の自治会・町内会等に対しても、会議・行事等の開催自粛要請を解除することについて、6月1日付けで通知をしております。

一方、毎年夏から秋にかけて実施している市の行事等につきましては、敬老式など既に中止を決定しているものがありますが、基本的には今後、実施の可否や規模の縮小、実施方法の見直しなどを検討・決定してまいります。

今後も、感染症拡大の第2波への対策を想定しつつ、市民一人一人に「新しい生活様式」の習慣化を図るとともに、スピーディに必要な支援策を講じ、情報提供を行いながら、市民の社会活動・経済活動の活性化を推進してまいります。

次に、市内の経済状況についてであります。

1月から3月までの本市景況調査では、調査を依頼した65社のうち83%に当たる54社から回答がありました。多くの事業者より、「新型コロナウイルスの影響が3月から急激に出始めた」との回答が寄せられ、全ての業種でのD I 値——好転企業割合から悪化企業割合を差し引いた値ですが、これがマイナスとなり、景況感は大きく後退しております。

また、にかほ市商工会が5月上旬から行っているアンケート調査では、5月末現在、商業73社、工業・建設・サービス業83社からの回答を得ており、商業においては、4月の売り上げが昨年同期に比較して半分以下に落ち込んだと答えた事業者が61%に及んでおります。工業・建設・サービス業においても、主に建設・サービス業では、20%減少、50%減少、70%以上減少と答えた事業者がそれぞれ20%ずつありました。活動自粛・縮小による取引先の休業や受注の減少による影響を受けているといった声や、先の見えない不安感から、事業継続を断念せざるを得なくなることを懸念する声もあり、市内事業者の逼迫した状況がうかがえます。

また、製造業について、5月下旬に市が巡回した約10社の業況では、コロナ禍の影響が顕著にあらわれている自動車や航空機関連への依存度が大きい企業において、大きく売り上げが減少しているとの回答が多く、今後生産調整を検討せざるを得ないとの声もありました。一方で、半導体関連の自動化装置や加工部品等を手がける企業の中には、昨年の米中摩擦が著しい時期よりも、むしろ忙

しいとの声が多数ありました。また、特に営業力の弱い小規模企業においては、発注元の国内回帰により受注が増加しているとの企業も一部ありますが、近隣の企業も含め受注がかなり落ち込み、先行きが危ぶまれるとの声が多く聞かれております。好調と答えた企業の多くも、6月以降、コロナ禍の影響は避けられないものと心配しており、引き続き注視していく必要があります。

次に、国の特別定額給付金についてであります。

本市では、4月27日付けで企画調整部総合政策課内に「新型コロナウイルス対策室」を設置し、国の特別定額給付金に関する事務を行っております。5月15日に対象者9,369人に申請書類を一斉に発送し、5月18日から郵送、窓口、オンラインによる申請の受付を開始しました。

1回目の支払日となった5月28日には、7,280人に対し、合計で19億5,220万円を口座振込により送金しており、6月8日までに、対象者数の92%に当たる8,600人に対して、合計22億6,260万円の支払いを完了しております。

なお、これまでの支払いにおいて、同姓同名の別の方へ誤送金した事案が10件発生しました。これは、金融機関に提出する振込依頼データを作成する際の作業ミスと、データの確認が徹底されなかったことによるものであります。誤って送金した方々に経緯を説明し、お詫びを申し上げましたところ、御理解をいただき返金に応じていただきました。また、同日に送金されなかった方々にもお詫びをし、後日に指定口座へ送金を完了しております。

給付金の申請は8月17日まで受け付けておりますが、今後はデータの確認等を徹底するなど、事務ミスの再発を防止してまいります。改めて、御迷惑をおかけしました皆様に深くお詫びを申し上げたいと思います。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

国の緊急経済対策として、児童手当の受給世帯に対し、対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給いたします。児童手当の令和2年3月分の対象児童に支給するもので、本市では2,795人が対象となります。関係予算を本定例会に補正計上しております。

次に、本市独自の経済対策や感染予防対策についてであります。

「マルに融資制度」についてであります。

にかほ市中小企業振興資金融資あっせん制度、いわゆる「マルに融資制度」に、特別枠として融資限度額1,000万円の「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」を設け、貸付利率の2分の1を利子補給し、保証料の全額を補助することとしており、6月5日現在で18事業者から申請を受け付けております。

にかほ市飲食店等緊急支援給付金についてであります。

コロナ禍による影響が最も大きいと見込まれる飲食業と宿泊業を直接支援するため、「にかほ市飲食店等緊急支援給付金」の制度を設け、1事業者当たり一律30万円を給付しております。給付申請の受付期間は6月19日までですが、対象と見込まれる約150事業者のうち、6月5日現在で約86%に当たる129事業者から申請を受け付けており、このうち交付決定が121件、支払い済みは116件の合計3,480万円となっております。

次に、にかほ市テイクアウト等消費還元事業についてであります。

飲食店のテイクアウト等を市民が利用することでポイントが貯まり、利用額の概ね半額相当の商品券に交換できる「食べて応援プロジェクト（おうちd e レストラン）」を5月15日から実施しております。6月5日現在で、スタンプカード2,893枚の返信があり、利用された市民への還元は約578万円、参加した飲食店においては1,157万円以上の売り上げにつながっております。

自粛ムードが緩み、テイクアウト等の需要は落ち着いている状況かもしれませんが、消費の下支えとして、予定どおり最長で8月31日まで事業を継続してまいります。

次に、にかほ市事業継続応援給付金についてであります。

飲食業や宿泊業以外についても、幅広い業種における経営持続化を後押しするため、昨年に比べて20%以上の減収月がある事業者を対象に、「にかほ市事業継続応援給付金」の制度を設け、1事業者当たり20万円を給付いたします。対象となる事業者数を800程度と見込んでおり、業務を所管する商工観光部商工政策課の体制を強化するため、6月8日付けで人事異動を発令し、職員を増員しております。現在、申請受付の準備を行っており、間もなく市広報やホームページ等において、制度の周知を開始することとしております。

次に、特別定額給付金の対象者の拡大についてであります。

子育て世帯の生活の不安を解消するため、国の特別定額給付金においては対象とならない新生児への育児支援として、「にかほ市特別定額給付金給付事業（新生児分）」を実施しております。対象となるのは、国の給付金における基準日の翌日、今年4月28日から来年の3月31日までに出生した新生児で、市が独自に児童1人当たり10万円を給付するものであります。手続きとしては、出生届と同時に給付金の申請書を提出していただくこととしており、6月1日の時点で8人の新生児が該当し、随時申請していただいております。

次に、市税の徴収猶予についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方々に対し、1年間、市税の徴収を猶予する特例制度を設け、市広報やホームページを通じて周知し、申請の受付を開始しております。また、コロナ禍による納税者への影響の軽減を図る市税条例の改正案と、国民健康保険税の減免措置に係る条例改正案を本定例会に上程しております。

次に、傷病手当金の支給についてであります。

国民健康保険及び後期高齢者医療に加入している被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、感染拡大防止の観点から休みやすい環境を整備するため、傷病手当金を支給いたします。国の緊急・特例措置として、当該支給に要した費用が特別調整交付金により全額支給されるもので、本定例会に関係条例の改正案を上程しております。

次に、市民の感染予防対策についてであります。

社会的にマスクが不足する中で、妊娠中の方々が少しでも安心して過ごせるよう、市が災害用に備蓄していた不織布マスクを、市内在住の妊婦の皆様に配布しております。一方、市に対しては、市内の企業、各種団体及び個人の方々からマスクや消毒用アルコールなどを寄贈いただいております。市内の小・中学校、保育所・幼稚園、学童保育クラブや福祉施設等に配布し、活用させていただいております。

消毒液の入手が困難な中で、市では地元企業が開発し製造する電解水生成装置を活用し、生成した除菌水を4月20日から3公民館で無料配布しております。6月8日までに延べ4,617人の方々に配布し、身の回りや手指の除菌などに活用していただいております。

また、市役所各庁舎の窓口においては、来庁された方々や勤務する職員の飛沫感染を防止するために、地元企業が製品化した段ボール製のつい立てを設置しております。

このように、官民が連携し、地域をあげて物資や知恵、そして技術を出し合いながら、「オールにかほ」で感染予防に取り組んでおるところであります。

次に、特別職の給料の減額についてであります。

今般のコロナ禍において、市民の皆様には不要不急の外出の自粛や、業種によっては営業の自粛などが求められ、それらの影響として多くの方々が経済的・精神的に苦難を抱えていることと思っております。長期戦であり、持久戦であるこのコロナ禍において、市民の皆様へ寄り添い、その痛みを少しでも共有するため、市長、副市長及び教育長の給料について、7月から12月までの半年間、10%相当を減額することといたしました。関係条例の改正案と補正予算案を本定例会に上程しております。

続いて、最近の市政についてであります。

市税の状況についてであります。

5月末現在の軽自動車税の調定額は、前年同月比で約220万円（2.9%）増の7,693万円となっております。

固定資産税については、家屋の新增築に伴う評価額が伸びているものの、土地評価額の下落が依然として続いていることや、償却資産において、設備投資が落ち着いてきたことにより、調定額では前年度比2,100万円減の13億9,800万円となっております。

個人市民税については、5月中旬に給与からの特別徴収分のみ税額を通知しておりますが、調定額は前年同月比で約1,630万円（2.1%）減の7億7,530万円となっております。

なお、個人市民税の普通徴収分と年金からの特別徴収分は6月中旬に確定しますが、現在のところ個人市民税の調定総額は、給与所得や事業所得の減少により、前年度比で約2,000万円減の9億8,500万円前後と見込んでおります。

滞納整理については、平成30年度以前の滞納繰越分の国民健康保険税等を含む市税全体の収納率は24.1%で、前年度比0.5%の減となっております。

次に、市内の雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、4月末現在で1.09倍となり、昨年同月比で0.17ポイント減少しております。また、前月までの求人倍率は高水準を維持しておりましたが、4月末は有効求職者数1,539人に対し、求人数が1,594人とかなり拮抗するまでに下落している状況であります。

コロナ禍による経済活動の停滞により、管内の雇用情勢にも今後大きな影響が懸念されており、事実、5月上旬には市内で縫製を手がける企業1社が閉鎖し40人以上の市民が解雇されており、市では速やかに国民健康保険への加入手続きなどに対処しております。

ハローワーク本荘によると、5月以降の企業からの求人票の提出や更新は急激に鈍化しているとのことで、雇用を支える企業経営そのものを含め予断を許さない状況となっており、引き続き注視し

てまいりたいと考えております。

高校生の就職状況についてであります。

この春に卒業した本市在住の高校新卒者は230人で、そのうち40%に当たる91人が就職しております。就職率は99%で、県外が19社に20人、県内が27社に71人、うち市内への就職は15社に30人となっております。県内就職者の主な業種別では、製造業が56人と最も多く、次いで小売業、福祉関連が2人ずつなどとなっております。前年と比較すると、新卒者数が34人の増、就職者数が15人の増で、そのうち県内就職者は13人の増、県外就職者は2人の増となっております。地元就職の増加傾向が続いております。

なお、今月1日から来春高校卒業予定者への求人受付が開始されておりますが、コロナ禍による経済への影響で新卒採用を抑制する動きも一部で出始めております。5月19日と21日に、商工団体や地元大手企業に対し、採用枠の拡大と求人票の早期提出を要請しているところであります。

次に、株式会社プレステージ・インターナショナルの新拠点計画についてであります。

令和4年春の操業開始を目指している同社の「にかほ統合BPO立地計画」につきましては、年度内の工事着工に向けて準備作業が進められているとのこととあります。

市では、平成30年6月に締結した同社との「基本合意」に基づき、建設用地約2万6,000平方メートルを今後10年間は無償貸付け、その後の10年間は2分の1の減額貸付けすることとし、地方自治法の規定により市議会の議決を求めするため、本定例会に関係議案を上程しております。

なお、同社によると、新型コロナウイルス感染症が経済に大きな影響を及ぼしている状況ではありますが、新拠点の開設に向けて、高卒求人と一般求人による雇用は引き続き拡大を図っていくとのこととあります。

次に、移住・Uターンの促進に向けた取り組みについてであります。

今年度は、移住・Uターンの支援体制を強化するため、新たに地域おこし協力隊等の外部人材2人を移住リエゾンとして委嘱しております。移住リエゾンは、本市と移住希望者との橋渡し役として、SNS等を活用した情報発信、移住イベント等の企画・運営や移住相談など、それぞれの経験やスキルを活かしながら移住支援全般に従事しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により首都圏等での移住イベントが当面開催されないため、オンラインツールを活用した移住相談を開始し、移住希望者に対する情報提供や個別相談の強化を図っております。また、このような状況下で、移住リエゾンの方々には空き家を活用したお試し移住体験住宅や地域住民の交流拠点の整備について、ハード・ソフトの両面から検討をいただいております。今年10月には、新たに子育て世帯の方が移住リエゾンとして着任する予定であり、自身の体験や目線を活かしながら、子育て世帯の移住促進に御協力いただくこととしております。

次に、若者の地元定着についてであります。

新規学卒予定者の就職活動が既に始まっておりますが、例年開催されている合同企業説明会や合同就職面接会等が感染症防止の措置により中止となり、地元就職を目指す学生が市内企業の情報を得る機会が減少しております。このため、市が作成した「企業紹介ガイドブック」の配布に加え、

新たにオンラインツールを活用して求人活動を行う市内企業を支援し、新規学卒者の地元就職をサポートしてまいります。

職員採用試験の実施についてであります。

来年度採用予定の市職員採用試験については、大学卒業程度の一般事務と土木、高等専門学校卒業程度の土木・建築・電気、短大卒業程度の保健師を募集します。採用予定は、合わせて4人から8人程度で、受験申し込みを6月22日まで受け付け、一次試験を7月12日に実施いたします。また、高校卒業程度の一般行政職は9月に一次試験を予定し、採用予定は4人から8人程度、消防吏員は10月に一次試験を予定し、採用予定は3人程度としております。

感染症の状況により試験日程等を変更する場合を含め、各試験区分の詳細な情報については、市ホームページでお知らせしてまいります。

次に、屋内運動施設の建設についてであります。

施設の建設予定地である白瀬南極探検隊記念館隣接地の敷地造成工事につきましては、今年の3月に完了しております。4月に国の学校施設環境改善交付金の地域スポーツセンター新改築事業の予算内示を受け、6月1日に国から交付決定を受けたことから、今後競争入札により工事請負業者を決定し、仮契約を締結後、本定例会の会期中に工事契約に係る議案を追加提案する予定としております。

なお、現段階では、建設資材の調達などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響はないことを確認しております。

続いて、国際交流事業についてであります。

今年5月と7月に予定していた姉妹都市アメリカ・ショウニー市との姉妹都市提携30周年を記念した市民による相互訪問交流、並びに8月のショウニー市及びアナコーテス市からの中学生訪問団の受入れは、今般のコロナ禍の状況を鑑みた両国政府による出入国規制や訪問団員の安全確保の観点から、相手方との協議の結果、今夏の実施は中止と決定いたしました。中止とした訪問事業については、時機を見計らった実施の可能性を模索・検討してまいりたいと思います。

続いて、ふるさと納税についてであります。

昨年度のふるさと納税は、件数が1万4,305件で、寄附額は前年度比9倍の3億4,654万円となり、前年度からの伸び率は県内一となりました。過度な返礼品によって特定の自治体に集中していたふるさと納税は、昨年6月に総務省が返礼品の返礼割合を30%以下の地場産品に限定したことで、寄附の分散につながったものと分析されております。

本市では、こうした新規寄附者を取り込もうと、ふるさと納税ポータルサイトの掲載数を増やし、本市地場産品の紹介を拡大したところ、特に米の定期便が好調であったことが寄附額の大きく伸びた主な要因の一つであると考えております。今後においても、寄附をいただいた方々とのつながりを大切にするとともに、引き続き工夫を凝らし寄附の増加に取り組んでまいります。

次に、特定空き家の略式代執行による解体工事についてであります。

これまで、各自治会等による空き家等の実態調査結果に基づき、所有者や管理者に対し、適正管理についての指導や助言を行ってまいりました。その中で特に危険とみなされた空き家について、

にかほ市空家等対策協議会において現地確認を行い、審議を重ねた結果、平沢地区で管理者が不在で老朽化している旅館施設と、同じく管理者及び相続人が不在となっている危険空き家の合わせて2件について、国の空家対策総合支援事業を活用して、略式代執行により解体工事を実施することにしております。

次に、多目的福祉施設についてであります。

社会福祉法人象潟健成会が象潟町後団地内において進めていた建設工事がこのほど完了し、現在、施設のオープンに向けた準備が行われております。これに先駆け、今年4月に市と法人との間で施設利用等に関する基本的事項について覚書を締結しております。今後、施設においては、障がい者向けの相談支援事業所、基幹相談支援センター等の業務を開始後、市民の一般利用を開始する予定とすることです。

次に、老人憩の家 午ノ浜温泉の浴室等改修工事についてであります。

午ノ浜温泉につきましては、近年、浴室や機械設備等の改修を繰り返してきましたが、老朽化に加え、シロアリによる被害が拡大し、今後の施設運営に支障を及ぼしていることから、浴室等改修工事を行うことといたしました。

工事の内容は、浴室、脱衣室の全面改修、無料休憩室の移設、機械設備と外構等の一部改修、浴室部分は鉄筋コンクリートによる改修、そして新たにサウナ、水風呂を設置して浴室の機能拡充を図ることとしております。また、施設内に「一般社団法人にかほ市シルバー人材センター」の事務室を設置する計画としており、今年7月の着工、年内の竣工を目指しております。

次に、農業についてであります。

今年の需給調整状況については、県内の生産の目安として示された主食用米生産数量は40万5,000トンで、これをもとに、にかほ市農業再生協議会では、市内の生産の目安を9,922トン、前年比で207トンの減としております。面積換算すると約1,765ヘクタール、前年比で27ヘクタールの減となり、これをもとに加工用米、備蓄用米等と合わせ、需要に応じた米生産を行うこととしております。

また、新型コロナウイルス感染症による農業への影響としては、あきた総合家畜市場における3月から5月までの子牛の平均取引価格が約65万円となっており、前年同期と比べて15万円ほど下落しております。

そのほかは現時点で影響はないとのことですが、今後収穫や出荷を迎える野菜、花き、米などについては、JAと連携を図りながら動向を見極めてまいります。

次に、日本海沿岸東北自動車道の進捗状況についてであります。

遊佐・象潟道路のうち、象潟ICから小砂川IC（仮称）までについては、平成28年度から工事に着手しており、今後、用地買収と埋蔵文化財調査が順調に進んだ場合、象潟ICから小砂川ICまでが令和7年度、小砂川ICから山形県の遊佐鳥海IC（仮称）までが令和8年度に開通見通しであることが公表されたところであります。工事の進捗としては、これまでに西中野沢地内の市ノ沢川橋の橋台と橋脚が完成しており、現在、市ノ沢川橋の上部工や奈曽川橋の橋脚工など、8件の工事が進められております。

引き続き、秋田県や山形・秋田県境区間建設促進期成同盟会などとともに、全線開通に向けた予

算の確保について、関係機関などに強く要望してまいります。

次に、ガス事業の民営化についてであります。

4月1日をもって、ガス事業の資産、設備及び書類の引き継ぎが完了し、同日に引継式を行い、「にかほガス事業譲渡引継書」に署名を行っております。また、5月には「ガス事業譲渡に関する契約」に基づき、譲渡金が入金されております。

にかほガス株式会社からは、「ガス事業を通じて地域社会の発展に貢献したいとの意向を受け、4月からは料金のクレジットカード支払いが開始され、5月には都市ガスと電気のセット販売が開始されるなど、民間の経営ノウハウを活かした新たなサービスが実施されております。事業継承後も、安全・安心な都市ガスの供給と保安の向上とともに、健全な事業運営を期待しているところであります。

最後に、市議会からの政策提案についてであります。

今年3月30日付けで、市議会から政策提案をいただいております。提案内容は、「移住・定住」、「仁賀保高校との永続的連携」、「図書館機能付き文化施設」、「観光振興」の4項目で、いずれも市政の重要課題について調査・研究をいただき、取りまとめていただいたものです。

現在、それぞれの関係部課において提案内容の確認等を行っており、今後、政策や施策への反映について具体的に検討をしております。

●議長（佐藤元君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、教育行政報告をいたします。

児童・生徒の学力の向上とたくましい心と体の育成についてであります。

にかほ市内の全小・中学校では、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、4月16日に1学期の始業式、18日に入学式を行いました。新入学児童は昨年度よりも17人少ない141人で、現在の全児童・生徒数は1,551人であります。

今年度の学校教育目標は、昨年度と同様に「夢をもち、心豊かで、元気な子どもの育成」とし、「活かす力」を育む学校教育を引き続き推進してまいります。

小学校では、今年度から新学習指導要領が完全実施となり、「よりよく生きるための基礎となる力」である知識・技能を土台としながら、主体的に学習に取り組む態度を育て、将来のにかほ市を担う人材の育成に取り組んでまいります。

そのために、本市独自で教育指導員やさまざまな支援員を雇用し、きめ細かな指導を行っていくとともに、ICTを積極的に活用しながら、より分かりやすい授業を目指してまいります。また、学校行事等の精選を行い、授業時数の確保にも努めてまいります。さらには、ふるさとの自然や歴史、伝統文化、産業等を生かした「にかほ地域学」を充実させることで、ふるさとにかかわる教育を推進してまいります。その際は、保護者や地域住民の力を学校教育に取り込み、コミュニティ・スクールとしての機能も活用しながら、地域とともにある学校のさらなる充実にも努めてまいります。

また、今年度は、秋田県教育委員会から「いのちの教育あったかエリア事業」の指定を受け、金浦小・中学校において、「特別の教科 道徳」の充実を目指した研究を進めます。その際は、市内

他の小・中学校も巻き込みながら、児童・生徒の道徳的な判断力や実践力を高めていくよう指導してまいります。このほかにも、今年度から必修となった小学校におけるプログラミング教育にも引き続き仁賀保高校と連携しながら取り組んでまいります。

小・中学校の夏季休業の短縮についてであります。

4月に行った臨時休業によって減少している授業日を回復させるため、小・中学校の夏季休業を短縮し、8月18日から2学期の授業を開始いたします。これにより、授業日を5日間確保するとともに、学校行事などを精選することで、学習内容の完全履修に努めてまいります。

にかほ市学生支援緊急給付金についてであります。

コロナ禍の影響によってアルバイト収入が減少するなど生活に支障が生じており、経済的理由で奨学金の貸与を受けている大学生等に対し、「にかほ市学生支援緊急給付金」の制度を設け、最大18万円を給付し、学生生活の継続を支援いたします。

6月1日から申請を受け付けており、7月から来年3月まで毎月2万円を給付いたします。申請は7月31日まで受け付けますが、7月に申請があった場合は、8月から3月までの計16万円を給付いたします。現在、市ホームページやSNS等で制度を周知しており、今後も市広報などで周知を拡大してまいります。

にかほ市奨学資金特別貸付事業についてであります。

通常の奨学金の申請は3月で終了しておりますが、特別に6月1日から7月31日に奨学金の申請を受け付け、コロナ禍の影響によって経済的に困窮している学生を支援いたします。また、通常は選定基準となる家族の収入や学業成績などを適用せずに、速やかに学資を貸与いたします。国の学生支援緊急給付金は、奨学金を受けていることが支給対象要件ですので、本事業によってその要件を満たすことができるものと思われま。卒業後、本市に住所登録し就職した場合、5年間で最大102万円を助成する「にかほ市奨学金返還助成制度」もありますので、多くの方々に御利用いただけるよう周知を拡大してまいります。

コロナ禍におけるイベント等の中止についてであります。

4月から9月までに開催予定でありました「池田修三作品展&コンサート・春のメロディー」、「第25回秋田草刈唄全国大会」、「第37回奥の細道象潟全国俳句大会」、「第35回白瀬・南極フェア」は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、今年度は中止が決定しております。また、図書館機能付き文化交流施設の整備に係る基本計画策定検討委員会の開催につきましても、当面見送ることになりました。以上であります。

●議長（佐藤元君） これで市政報告を終わります。

暫時休憩します。再開を11時といたします。

午前10時51分 休 憩

---

午前11時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

日程第4、報告第1号繰越明許費の報告についてから日程第5、報告第2号事故繰越しの報告についてまでの報告2件、日程第6、議案第45号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第15、議案第54号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの議案10件、計12件を一括議題とします。

朗読を省略しまして当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、本定例会に提出しております議案の要旨について御説明をさせていただきますと思います。

まずは、報告第1号です。繰越明許費の報告についてです。

令和元年度予算で繰越明許費の議決並びに承認をいただいた予算の繰越計算書の報告であります。一般会計及び公共下水道事業特別会計について、それぞれ繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

続いて、報告第2号事故繰越しの報告についてであります。

令和元年度事業の企業立地用地登記事務委託料について、年度内に事業が完了しなかったため、やむを得ず翌年度に事故繰越しするものであり、繰越計算書のとおりとなりましたので報告をさせていただきますものであります。

続いて、議案第45号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大及びその防止の措置による市内経済等市民の生活への影響を鑑み、私自身の給料及び副市長、教育長の給料の減額を提案するものであり、条例の一部を改正し、令和2年7月から12月までの給料月額を10分の1相当分減額するものであります。

続いて、議案第46号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第47号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国民健康保険税の納期等の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置に関する規定を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第48号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市町村事務が追加されるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第49号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する環境整備を図り、傷病手当金の支給に関する事項を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号市有財産の無償貸付け及び減額貸付けについてであります。

雇用創出による地域経済活性化促進のため、立地企業に対し市有財産を無償貸付け及び減額貸付けするものであり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第51号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億7,022万4,000円を追加し、総額をそれぞれ180億4,368万6,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金に、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金のほか、旧上浜小学校利活用事業、仁賀保学童保育クラブ移転事業、特定空き家解体事業及び廃止石油坑井封鎖事業に係る補助金など、合わせて1億3,329万9,000円を計上しております。諸収入には、集会施設整備事業に係る助成金のほか、漁業経営安定資金貸付金収入など、合わせて3,562万2,000円を計上しております。市債には、仁賀保庁舎改修事業、午ノ浜温泉浴室等改修事業、仁賀保学童保育クラブ移転事業及び消防団施設整備事業など、合わせて2億960万円を計上しております。

歳出の主なものについては、総務費に、庁舎関係工事として仁賀保庁舎冷暖房設備更新工事を実施するほか、旧上浜小学校利活用事業及び集会施設整備事業に係る予算など、合わせて1億1,400万4,000円を計上しております。民生費には、午ノ浜温泉浴室等改修工事及び仁賀保学童保育クラブ建築工事のほか、国の子育て世帯臨時特別給付金事業に係る予算など、合わせて2億1,409万5,000円を計上しております。衛生費には、特定空き家解体事業及び総合福祉交流センター施設管理に係る予算など、合わせて1億6,941万9,000円を計上しております。商工費には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する経済対策として県民誘客支援事業を実施するための予算など、合わせて2,550万2,000円を計上しております。

なお、議案第45号に関連する予算についても、今補正予算に計上しております。

議案第52号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ417万1,000円を追加し、総額をそれぞれ26億4,168万5,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、県支出金に保険者努力支援事業などに係る特別交付金331万8,000円を計上しております。

歳出には、保険事業費に同じく保険者努力支援事業に係る予算など、合わせて417万円を計上しております。

議案第53号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）についてです。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ240万円を追加し、総額をそれぞれ7,556万2,000円とするものであります。

補正内容は、小出診療所の施設修繕に係る予算を計上するもので、歳出において、総務費に小出診療所屋根修繕工事240万円を計上しております。

議案第54号令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について。

資本的支出については、資本的支出の予定額に187万円を追加し、資本的支出の総額を2億6,547万8,000円とするものであります。

補正の内容については、国道に占用している水道管について、支障物件として移設を求められたことから、その費用を増額するものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第1号及び報告第2号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、報告第1号繰越明許費の報告についての補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

初めに、一般会計分についてでございます。さきに議決いただきました2款1項総務管理費のRPA導入業務委託料から10款4項社会教育費の南極白瀬ルート踏破支援補助金まで合わせて10件、1億5,907万1,000円の繰越明許費について、議決後の令和元年度における予算執行を加味し、1億5,767万8,000円を翌年度に繰り越すものと調整したものでございます。

なお、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源として、国・県支出金が1,334万9,000円、地方債が9,390万円、その他収入として、森林整備センター分収造林費負担金101万9,000円、また、一般財源は4,941万円となるものです。

次のページ、公共下水道事業特別会計分についてです。さきに議決いただきました1款1項総務管理費のポンプ施設・管路施設等修繕整備工事456万9,000円の繰越明許費について、議決をいただいたとおりの金額を翌年度に繰り越すものと調整したものでございます。

続きまして、報告第2号事故繰越しの報告についての補足説明でございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

7款1項商工費の企業立地用地登記事務委託料584万8,041円を翌年度に繰り越すものですが、これは令和2年3月31日までを契約期間とする企業立地のために取得した土地についての登記事務委託において、地権者から境界確認を得るにあたり、新型コロナウイルスの影響で遠方の地権者から境界の確認を得るのに時間を要し、その影響からその後の登記事務手続きが遅延し、年度内の業務完了が困難となったことから繰り越しをするものでございます。

補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第45号から議案第47号までについて、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、議案第45号につきましては、特に補足説明はございません。

議案綴り8ページからお願いいたします。

議案第46号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

補足説明におきましては議案の説明箇所をお示しいたしますけれども、説明につきましては皆様に配付した資料に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。

今回改正を行う理由は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、にかほ市税条例についても所要の改正を行うものであります。

この改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大及びその蔓延を防止するための措置が納税者に影響を及ぼす場合に、その緩和を図るための特例措置を講じるものでございます。

主な内容について説明いたします。

個人住民税関係でございます。

議案綴りは9ページ下から5行目からの箇所となっております。説明資料の附則第25条の改正関係について説明いたします。

これは、中止等になりましたイベントのチケット等について払い戻しを辞退した場合に、20万円まで寄附金税額控除の対象とするものであります。

続きまして、議案綴りの10ページ上から6行目からの箇所でございます。説明資料、附則第26条の改正関係についてであります。

これは、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和16年度分まで延長するものでございます。

次に、固定資産税関係であります。

議案綴り9ページ上から4行目からの箇所であります。説明資料では、附則第10条の2改正関係であります。

これは、附則第10条の2に第27項を加えるものです。中小企業等が生産性向上特別措置法の規定に従って取得した設備等に該当する場合、固定資産税が課せられる年度から3年間、その割合を零とするものです。

次に、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予でございます。

議案綴りは9ページ中段、附則第24条関係の部分でございます。

それでは、説明資料をご覧ください。

附則第24条第1項及び第2項の改正関係です。これは、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の申請手続き及び取り消しについては、現在の条例の規定を準用とするものでございます。

以上が議案第46号の改正内容です。

次に、議案綴りは11ページからお願いいたします。

この説明も資料に基づき説明いたしますので、資料をご覧ください。

今回の改正については、国民健康保険税の納期等の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置に関して規定するために改正するものでございます。

議案綴りは12ページ、3行目からの箇所でございます。

説明資料をご覧ください。

主な内容の第12条の改正関係であります。

第2項では、7月から翌2月までの定められた納期以外の時期の納期を定めるための規定であります。

第4項につきましては、納期ごとの分割金額について、100円未満で端数処理することについて規定するものでございます。

次に、議案綴りは12ページの中段、附則第16項についてでございます。

説明資料をご覧ください。

この規定は、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、対象となる納期限及び世帯について規定するものであります。

減免の対象となる世帯についての規定は、(1)として、新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯としております。(2)新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、下にありますアからウまでの3点について全てに該当する世帯としております。

次に、議案綴り13ページ中段やや下でございます。

附則第17項についてであります。

説明資料にお戻りください。

この規定につきましては、減免の申請期限については、別に定めることができるとする規定でございます。

私からの説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第48号及び議案第49号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 議案第48号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明を申し上げます。

議案綴りの15ページをご覧ください。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に第8号として、市において行う事務に「広域連合条例第43条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を加えるものでございます。具体的には、後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、傷病手当金支給に係る申請書の受付事務を追加するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第49号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について補足説明を申し上げます。

議案綴りは17ページ・18ページをご覧ください。

国では、国民健康保険に加入している被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合の環境を整備するため、条例等を改正して、傷病手当金を支給した場合、国の緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について、国の特別調整交付金により全額支援することとしております。このたびの条例改正は、これに対応するもので、具体的には、現在の条例の附則に第5項から第10項までの6項を加えるものでございます。

第5項は、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染し、労務に服することができなくなった場合、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するものです。

第6項は、傷病手当金の1日当たりの額は、直近の継続した3カ月の給与等の収入の合計額を就労日

数で除した金額の3分の2に相当する金額とするものです。

第7項は、傷病手当金の支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6ヵ月を超えないとするものです。

第8項は、新型コロナウイルスの感染等で休んだ場合でも、給与等の全部または一部を受け取ることができるものに対しては傷病手当金を支給しませんが、受け取る額が第6項で算定した額より少ないときは、その差額を支給いたします。

第9項は、感染等により事業主から受けることができるはずであった給与等の全部を受け取ることができなかったときは、傷病手当金の全額を、一部を受け取ることができなかった場合は、その受けた額が傷病手当金の額より少ないときは、その受けた額と傷病手当金の差額を支給いたします。

第10項は、前項の規定により市が支給した金額は、本来は事業主が支給すべきものなので、事業主から徴収をいたします。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給開始日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用いたします。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第50号について、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 議案第50号市有財産の無償貸付け及び減額貸付けにつきまして補足説明いたします。

議案書は19ページになります。

市政報告でもありましたが、株式会社プレステージ・インターナショナルの立地計画につきましては、同社で令和4年春の操業開始を目指して準備作業を進めております。この間、社屋建設に関しましては、オリンピック施設の建設需要の影響を受けて建築資材の調達と建築技術者の確保が進まず、計画が約1年延びておりましたが、いよいよ今年度中に工事着手するため、土地の貸付けに関する諸手続きを進めるものでございます。

これまで市議会には、平成30年6月の説明会を皮切りに、基本合意や立地協定、誘致企業認定などの際、あるいは用地取得や造成等に関する機会に進捗状況等について御説明しておりましたが、改めて今回の議案について御説明いたします。

議案第50号は、地方自治法第96条第1項6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

貸付対象の土地は、にかほ市院内字タモキタ38-1ほか16筆。面積は2万6,686.69平方メートルでございます。貸付条件は、使用目的がコールセンター業（BPO事業）の事業所の敷地としての使用。貸付期間で、ア、無償貸付けの期間が令和2年7月1日から令和12年6月30日までの10年間、イの減額貸付け、2分の1の減額貸付期間が令和12年7月1日から令和22年6月30日までの10年間でございます。イの貸付料は、にかほ市財務規則に定めます土地貸付料の価格が、1平方メートル当たり公有財産台帳価格に100分の5を乗じて得た額となりますので、その半分の2.5%としております。提案理由は記載のとおりでございます。

なお、今後の同社のスケジュールとしましては、議会の議決をいただいた後、7月以降、測量等に着手し、令和2年度内には建設着手、令和3年中の建設工事を経て、令和4年春には操業開始ができるよう計画を進めているということでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第51号について、歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第51号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）中、企画調整部関係について補足説明いたします。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

地方債補正であります。水産物供給基盤機能保全事業は、県の事業費増に伴い限度額を増額するもので、ほかの4事業につきましては、当初予算において設計費等を計上し、本補正予算において工事費を計上したため、それぞれ限度額を増額するものでございます。

なお、仁賀保庁舎改修事業は一般事業債を、午ノ浜温泉浴室等改修事業は合併特例債を、仁賀保学童保育クラブ移転事業と水産物供給基盤機能保全事業は過疎対策事業債を、また、消防団施設整備事業は緊急防災減災事業債を借り入れ予定としております。

次に、歳入についてであります。

予算書8ページをお願いいたします。

13款2項1目1節地方創生推進交付金1,637万円は、旧上浜小学校利活用事業に対する国からの交付金でございます。

9ページ、14款2項1目1節マイナポイント事業費補助金363万2,000円は、本年9月から開始となります。マイナポイントの設定支援等の業務委託に対する補助金でございます。

続いて10ページをお願いいたします。

上からになります。17款2項1目1節財政調整基金繰入金1億4,693万4,000円は、歳入歳出の差額調整のためのもので、繰り入れ後の財政調整基金残高は20億2,772万7,000円となります。

続いて、3目1節地域振興基金繰入金1,637万円は、旧上浜小学校利活用事業に充当するもので、充当後の基金残高は14億3,360万3,000円となります。

続いて、19款5項6目1節コミュニティ助成事業助成金1,500万円は、室沢自治会自治会館新築のための自治総合センターからの助成金でございます。

20款1項市債につきましては、地方債補正で説明いたしましたとおりです。

続いて歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

2款1項9目企画費12節委託料、旧上浜小学校利活用事業委託料3,274万円は、インキュベーション拠点整備のためハード事業に1,494万円、ベンチャー創出や人材発掘獲得のためのソフト事業に1,780万円を委託するもので、ハード事業では、レンタルオフィス2部屋、コワーキングスペース1部屋、また事務室1部屋を整備し、ソフト事業としては、官民連携による事業推進体制の構築・運営、また首都圏人材の発掘・獲得、担い手の育成プログラムの開発などを行う予定としております。

続いて、11目交流促進事業費18節負担金補助及び交付金1,814万円は、集会施設整備の補助金で、室沢自治会館新築に1,765万円、冬師自治会のトイレの洋式化に42万円、中橋自治会館の畳補修等に7万円でございます。

12目情報管理費1節報酬から12節委託料、合わせて363万9,000円は、全てマイナポイント事業関連のマイキーID設定とキャッシュレス決済事業者の選定に係る支援業務に要する経費としております。

以上で企画調整部関連の御説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） それでは、総務部関係について説明いたします。

予算書は12ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費1節報酬につきましては、会計年度任用職員を雇用することによりまして14万3,000円を追加するものでございます。

2節給料については、議案第45号で提案しております特別職の給与の条例改正に伴いまして、市長、副市長の給料を7月から12月分まで10分の1を減額することによりまして、88万6,000円を減額しております。

また、3節職員手当、8節旅費については、1節報酬で説明いたしました会計年度任用職員の期末手当及び費用弁償でございます。

次に、4目財産管理費12節委託料165万円、それから14節工事請負費5,700万円につきましては、仁賀保庁舎の冷暖房機器の更新工事及びその工事管理委託料でございます。

予算書17ページをお開きください。

9款1項5目災害対策費10節需用費の修繕料でございます。49万4,000円につきましては、避難場所に設置してありますソーラー街灯2基を修繕するものであります。場所につきましては、旧金浦中学校跡地の近くであります太平山、平沢漁港近くの八幡神社の2カ所でございます。

次に、14節工事請負費14万5,000円につきましては、室沢自治会館の工事に伴いまして防災無線子局周辺が駐車場として使用されることから、事故防止として車止めを設置するものであります。

次に、17節備品購入費44万円につきましては、自動体外式除細動器、AEDでございますが、現在保有しているうちの1台が使用できなくなったため、新たに購入するものでございます。

次に、この下、10款1項2目事務局費2節給料34万2,000円の減額については、さきに説明しました特別職の給与の条例改正によりまして、教育長の給料を10分の1、7月から12月分まで減額することに伴うものでございます。

以上、総務部関係の説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） それでは、市民福祉部関係の主な内容について補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。

8ページをご覧ください。

13款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金114万円は、内訳として、認定こども園において実施されている一時預かり事業幼稚園型に係る国からの3分の1の補助金80万7,000円と、放課後子ども環境整備事業の仁賀保学童保育クラブ移転に係る備品購入費に対する国からの3分の1の補助金33万3,000円であります。また、県からも、次のページの中段、14款2項2目の民生費県補助金において、同額の補助金があります。

次に、子ども・子育て支援整備交付金938万4,000円は、仁賀保学童保育クラブ移転工事に係る国からの3分の1の補助金であります。また、県からも同様に、次ページの14款2項2目の民生費県補助金において同額の補助金があります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金2,795万円と、その下の同じく事務費補助金54万8,000円は、市政報告で市長が申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するもので、児童手当受給者に対し児童1人当たり1万円を支給する事業費とその事務費に対する補助金で、国庫補助100%の補助金となっております。

次に、その下の3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金5,998万6,000円は、住宅市街地総合整備促進事業費補助金で、市政報告で市長が申し上げましたとおり、略式代執行で行う特定空き家3棟の解体工事に係る国庫補助金でございます。補助率は40%であります。

次に、歳出について御説明いたします。

13ページをご覧ください。

3款1項7目福祉施設管理費には、老人憩いの家、午ノ浜温泉浴室等改修工事に係る費用を補正計上しております。主なものといたしましては、12節委託料273万8,000円は、午ノ浜温泉浴室等改修工事の工事管理委託料でございます。

14節工事請負費1億4,000万円は、午ノ浜温泉浴室等改修工事費でございます。主な改修内容は、市長が市政報告で申し上げましたとおりで、7月に着工し、年内竣工の予定であります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費12節委託料66万円及び14節工事請負費3,529万4,000円は、仁賀保学童保育クラブの平沢小学校敷地内への移転に係る工事管理委託料及び建築工事費でございます。7月に着工し、11月に移転予定であります。

次に、その下、2目児童運営費18節負担金補助及び交付金の一時預かり事業費補助金242万4,000円は、明星こども園、星城こども園での一時預かり事業幼稚園型開始に伴う運営費への補助金でございます。

次に、5目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費です。

次のページ、14ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金2,795万円は、歳入でも申し上げましたとおり、国の子育て世帯への臨時特別給付金で、児童手当受給世帯に対し児童1人当たり1万円を支給するもので、対象は令和2年3月分の対象児童で、2,795人分を想定しております。

次に、下段の4款1項5目保健センター管理費14節工事請負費1,100万円は、スマイルのエレベーターの電動機主回路の絶縁不良のためのリニューアル工事に係る補正計上でございます。

次に、その下、6目環境衛生費12節委託料618万5,000円は、特定空き家解体工事に伴う周辺住宅の

家屋調査業務委託料として400万円、そして特定空き家内にあります動産処分委託料として218万5,000円でございます。

次のページ、14節工事請負費1億4,996万8,000円は、歳入でも申し上げましたとおり、略式代執行で特定空き家の解体工事を行います。内訳としましては、旧旅館施設2棟の解体工事費として1億4,707万円、民間住宅1棟の解体工事費として289万8,000円でございます。

補足説明は以上であります。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、農林水産建設部関連の補正内容を説明いたします。

補正予算書は9ページをご覧ください。

歳入です。中段でございます14款2項4目農林水産業費県補助金、多面的機能支払交付金72万2,000円の増額につきましては、取り組み組織と取り組み面積の変更によるものでございます。

一番下でございます15款2項4目生産物売払収入904万6,000円の増額につきましては、令和元年度民国連携した林産物の安定供給システム協定により実施しました谷地沢地域森林共同施業団地の林産物の売払収入となっております。

10ページをご覧ください。

上段やや下になりますが、17款2項6目森林環境譲与税基金繰入金148万5,000円につきましては、歳出補正予算の分を基金から繰り入れるものでございます。

その下、19款4項3目農林水産業費貸付金元利収入2,000万円の増額につきましては、歳出補正分につきまして年度末に収入するものでございます。

歳出になります。15ページをお願いいたします。

下段でございます。6款1項6目農村整備総務費18節負担金補助及び交付金96万2,000円の増額につきましては、多面的機能支払交付金につきまして、取り組み組織と取り組み面積が増えたことに伴い交付金を補正いたします。

その下でございます。6款2項2目林業振興費12節委託料148万5,000円の増額につきましては、林地台帳の整地化を図るための費用で、歳入で申し上げました森林環境譲与税基金繰入金により行うものでございます。

16ページの中段をお願いいたします。

6款3項2目水産振興費18節負担金補助及び交付金200万円の増額につきましては、秋田県が施工いたします平沢漁港・鈴分港水産物供給基盤機能保全事業費の増額に対しまして市が負担する事業費の10%を増額しております。

20節貸付金2,000万円の増額につきましては、漁業経営安定資金貸付金につきまして、当初予算で8,000万円を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症による急激な魚価の低迷と、燃料油や漁業資材の高騰による厳しい漁業経営に対しまして資金の需要が今後高まるとして、県漁業組合からの要望もあり、今般2,000万円の増額を行うものでございます。

3目漁港費12節委託料300万円の増額につきましては、令和元年度末に行いました小砂川漁港の浚渫砂の撤去が必要なことから、補正計上しております。

農林水産建設部関連は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 商工観光部関係について補足説明申し上げます。

8ページをお開きください。

歳入でございます。中段、13款2項4目商工費国庫補助金1節の商工費補助金1,719万6,000円及び9ページの中段、14款2項5目商工費県補助金1節の商工費補助金286万6,000円は、ともに羽州象潟鉾山の封鎖に関する調査事業に関しまして、5月の臨時議会でも御説明いたしましたが、3月中旬に坑井内の高圧力と坑井内堆積物により調査業務完了についてさらなる期間が必要になるという繰越事象が発生したため、未了分についての国県の補助金について一旦減額しておりましたが、このたびその分の補助金を受けることができ、計上するものでございます。補助率は、国が4分の3、県が8分の1でございます。

次に、16ページをお開きください。

歳出でございます。下段、7款1項2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金488万5,000円は、企業立地促進条例補助金の設備投資助成1社分、雇用促進助成5社分の補助金でございます。

続いて、3目地方創生費7節報償費298万8,000円は、移住定住促進を図るための移住リエゾンの地域おこし協力隊員予算を当初予算で1名分計上しておりましたが、2月に3名とすることとしたため、残り2名分の移住リエゾンの人件費を計上するものでございます。

続いて17ページ、7款2項1目観光総務費の7節報償費430万7,000円は、県が行います大型補正のコロナウイルスへの経済対策に連動しまして、市の特産品製造事業者や宿泊施設の支援を行うもので、県のプレミアム宿泊券などで市内宿泊していただいた方々に地域特産品のお土産セットなどを進呈するための費用でございます。

12節委託料792万円は、同じく県の支援事業に連動して、市を訪れていただいた方に超神ネイガーを活用した誘客促進を行うための費用でございます。

7款2項2目観光施設費の14節工事請負費320万円は、観光拠点センターのGHPの室外機の修繕が100万円と温泉保養センターはまなすのボイラーの更新費220万円でございます。

商工観光部関係の補足は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長（加藤十二君） それでは、消防に関する補足説明です。

補正予算書17ページ中段になります。

9款1項3目消防施設費11節の手数料3万円及び12節消防団施設整備委託料36万2,000円、並びに14節工事請負費の消防団ポンプ車庫改築工事1,060万円は、第7分団第1部第2班、畑消防団車庫の改築工事に伴う関連予算でございます。

同じく14節施設改修工事340万円は、消防庁舎には女性専用の浴室及び仮眠室がないことから、現在20室あります仮眠室の2室を女性専用の浴室並びに仮眠室に改修するものであります。

消防に関する補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、教育委員会関係の補足説明を申し上げます。

補正予算書18ページをご覧ください。

歳出でございます。下段の10款4項8目フェライト子ども科学館管理費の14節工事請負費に押縁落下防止対策工事費として450万円を計上しております。これは、4月上旬の強風により、フェライト子ども科学館のエントランスホールの上方の内側からガラスを押さえている1メートル余りのアルミ製のフレームが、すなわち押縁が経年劣化で落下しているのが見つかりました。ほかにも押縁がずれている箇所が複数見られ、危険であるため全面的に点検するとともに、ガラスと押縁をコーキングして固定し落下防止を行うものです。

なお、飛散防止のため、フェライト子ども科学館は現在臨時休館をしております。

教育委員会関係の補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

次に、議案第52号及び議案第53号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 議案第52号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について及び議案第53号令和2年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）については、先ほど市長が申し上げましたとおりでありますので、補足説明はございません。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第54号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、令和2年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

補正予算書は2ページをご覧ください。

資本的支出につきましてでございます。1款1項1目拡張改良費40節工事請負費につきまして、187万円を増額するものでございます。

象潟町関地内の国道7号に占有しております水道管につきまして、国土交通省より支障物件として移設を求められたものでございます。口径が75ミリの水道管を約90メートル、同じ国土交通省道路敷地内に移設するものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時50分 散 会